

7 付 議 案 件

議第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権移転)

議第 7 号 農用地利用集積計画の決定について

議第 8 号 小国町農用地利用配分計画案に対する意見決定について

議第 9 号 平成 30 年度小国町農作業賃金・機械利用料金等標準額の決定について

報第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

そ の 他 農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 本日の出席委員は6名です。5番委員より欠席の連絡を受けております。定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

ただいまから平成30年第3回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。

それでは、日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、6番委員、1番委員の両名をお願いいたします。

議 長 それでは、議第6号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程いたします。

議第6号について事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

2番委員 案件について、3月13日に本人、■■■■さんより聞き取り及び現地確認ということで向かったのですが、現地は今見てのとおり雪で確認できませんけども、場所的に■■の線路の裏側というか、山と線路の間でありまして、土地そのものについては私が夏場に確認していますし場所もわかっております。現在もその人が■■■■さんから借りる契約をしております、ずっと作っている場所ですけども、所有者の希望も■■■■さんのほうに譲渡したいという旨がありまして、現状としても特に問題ないということで、本人からの聞き取りを済ませてきたということでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ご質問がありましたら発言をお願いします。ございませんか。

無いようですので、これで質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。議第6号番号1について申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議無いようでございますので、議第6号番号1について、申請どおり許可することといたします。

議 長 次に議第7号「農地利用集積計画の決定について」と、議第8号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は関連がありますので一括上程いたします。それでは議第7号及び議第8号について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 それでは内容確認、審議のためここで暫時休憩といたします。再開は2時15分といたします。

(休憩)

議 長 再開いたします。議第7号及び議第8号について、質問、意見等ございましたら発言をお願いいたします。ございませんか。

無いようでございますので、質疑を終結いたします。直ちに採決いたします。

はじめに、議第7号の議決に入ります。議第7号について、原案のとおり決定することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議無いようでございますので、議第7号について、原案のとおり決定することといたします。続いて議第8号の議決に入ります。議第8号については議事参与の制限に該当する案件がありますので、番号ごとに採決いたします。

はじめに、番号1について採決いたします。議第8号番号1について、原案のとおり承認する旨の意見を附して回答することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議無いようでございますので、議第8号番号1について、原案のとおり承認する旨の意見を附して回答することにいたします。

次に番号2について採決いたします。番号2については、議事参与の制限に該当いたしますので、農業委員会会議規則第10条の規定により、■番委員に退席を命じます。

(■番委員退席)

番号2について、原案のとおり承認する旨の意見を附して回答することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議無いようでございますので、番号2について、原案のとおり承認する旨の意見を附して回答することといたします。■番委員に入場をお願いします。

(■番委員入場)

■番委員に報告いたします。番号2について、原案のとおり承認する旨の意見を附して回答することといたしました。

次に番号3について採決いたします。番号3については、議事参与の制限に該当いたしますので、農業委員会会議規則第10条の規定により、■番委員に退席を命じます。

(■番委員退席)

番号3について、原案のとおり承認する旨の意見を附して回答することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議無いようでございますので、番号3について、原案のとおり承認する旨の意見を附して回答することにいたします。■番委員に入場をお願いします。

(■番委員入場)

■番委員に報告いたします。番号3について、原案のとおり承認する旨の意見を附して回答することといたしました。

次に番号4について採決いたします。番号4について、原案のとおり承認する旨の意見を附して回答することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議無いようでございますので、番号4について、原案のとおり承認する旨の意見を附して回答することといたします。

議 長 次に議第9号「平成30年度小国町農作業賃金・機械利用料金等標準額の決定について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 (説明)

議 長 ただいま事務局から説明がありました。内容について、確認、質問、意見等がございましたら発言をお願いいたします。

6番委員 代掻き作業について、例年こんな単価ではなかなか出来ないという話を聴いていたが、上げるなどの話は出ませんでしたか。

事務局 この度もご意見としていただいたところですが、設定している料金はあくまでも参考に用いているものでございまして、その金額を超えてはいけないというわけではありませんので、当人同士で話し合っ設定していただきたいと答えさせていただきました。

1番委員 代掻きですけども、うちでは2回しますけれども、これは1回分ということですか。

事務局 植え付けが出来る状態にするということです。
参考までに、置賜管内で一番高いところで米沢市が7,200円、最低で長井市と高畠町の6,500円です。ここが1回なのか2回なのかは載っていませんが、間をとったところであります。

議 長 その他ございませんか。それでは、議第9号について、原案通り決定することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

異議無いようでございますので、議第9号については、原案通り決定することにいたします。

次に報第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程します。報第2号について、事務局に説明を求めます。

事務局（報告）

議長 次に、その他「農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事務局（報告）

議長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして、第3回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。大変ご苦労様でした。

（午後2時35分）